

○議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

〔 昭和39年12月8日 〕  
〔 条 例 第 9 号 〕

改正 昭和45年2月23日 条例第3号 平成18年3月27日 条例第1号

（この条例の趣旨）

**第1条** 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関しては、この条例の定めるところによる。

（他の条例の準用規定）

**第2条** この条例の施行に関し必要な事項については、名寄市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年名寄市条例第60号）を準用する。

**附 則** （昭和39年12月8日 条例第9号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和39年4月1日から適用する。
- 2 名寄市外3町し尿処理組合契約条例（昭和39年条例第7号）及び名寄市外3町し尿処理組合所有財産及び営造物条例（昭和39年条例第7号）は、廃止する。

**附 則** （昭和45年2月23日 条例第3号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和45年4月1日から適用する。

**附 則** （平成18年3月27日 条例第1号）

この条例は、平成18年3月27日から施行する。

